

みやま市公共施設等再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務委託
仕様書

1 委託業務名

みやま市公共施設等再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務

2 目的

本業務は、2030 年度までに設置可能な公共施設等の屋根全てに第三者所有による太陽光発電設備の導入を目指すみやま市が、市公共施設等における太陽光発電設備を市内および近隣市町の事業者との協働によって、設備を効果的かつ効率的に導入するため、導入可能性について調査し、再生可能エネルギーを最大限地産地消することで、温室効果ガスの排出を抑制と域内経済循環を促進することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）まで

4 事業内容

(1) 基礎情報等の整理

庁舎や小中学校など別紙 1 に記載する 45 の市公共施設における設置可否、方法等を検討するため、下記事項について基礎情報等を整理する。また、整理した上で、設置の可能性及び導入効果（経済性や CO2 削減効果、啓発効果等）が高いと見込まれる施設を選定することができる情報を整理すること。

I 考慮すべき地域特性、環境特性等の調査・検討

調査の前提条件の整理及び調査対象施設の周辺環境等の確認ため以下のことを調査・整理すること。

- ① 本市の気象条件、地理、災害リスク
- ② 本市の再生可能エネルギーポテンシャル
- ③ 本市の公共施設の管理指針等

II 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討

調査対象施設および設置予定箇所において以下のことを調査すること。

- ① 耐震基準
- ② 統合、建替え、廃止、解体等の予定
- ③ 屋根材および屋根の形状、面積、方位、傾斜角度、利用状況、敷地内の利用状況

- ④ 屋根の老朽度、日射遮蔽物の有無
- ⑤ ポテンシャル容量
- ⑥ 発電可能量

Ⅲ 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討

Ⅱの調査結果に基づき、以下の項目を行うこと。

- ① パネル傾斜角や日射データと連動したシミュレーターによる発電量の算出
- ② 調査対象施設の前年度の時間帯・季節別の電力使用量（デマンドデータ）の調査
- ③ ①及び②から導入可能量（適正容量）の算出
- ④ 現地調査等の結果に基づく設置位置及び設置方法の提案
- ⑤ CO₂ 及びエネルギー削減量、エネルギー消費量に占める再エネ率の算出
- ⑥ 現在、全量売電している既存の PV のオンサイト PPA への転換可能性調査

Ⅳ I～Ⅲの調査・検討結果を踏まえた具体的な発電設備の導入計画の検討

導入計画立案のために以下のことを行うこと。

- ① 導入手法及び付帯設備の検討
- ② 導入設備の配置計画案（基礎課題の方法、建物等の構造確認等を含む）の作成
- ③ 事業採算性及び費用対効果
- ④ PPA 事業による設備導入実現性
- ⑤ 導入に向けたロードマップ作成
- ⑥ 地域の経済・社会にもたらす効果等の分析（エネルギー代金の域内循環、災害時の利活用、市民啓発等）
- ⑦ 活用が見込まれる補助制度及び交付金制度の検討

V その他、整理が必要な事項

なお本業務は、環境省の補助金である「令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を利用予定であり、本補助金の趣旨に留意して作成をすること。

5 成果品

(1) 調査報告書

A 4 版ファイル綴じ 1 部、記録媒体 1 部

6 記録媒体の提供に関する仕様について

(1) 記録媒体は電子媒体とする。

- (2) OS は Microsoft 社 Windows10 で動作可能とする。
- (3) 表示については、下記の形式とする。
 - ・ワープロソフト (Microsoft 社 Word)
 - ・表計算ソフト (Microsoft 社 Excel)
 - ・画像は JPEG 形式とする。
- (4) 記録媒体の納入については、市職員立会いのもと、市が指定するコンピュータで作動することを確認すること。

7 支払条件

委託料の支払いは、すべての業務が終了し、関係書類等の検査終了後に、全額を支払うものとする。

8 留意事項等

- (1) 関連する法令等を遵守すること。
- (2) 事業者は、業務の実施にあたっては、市と十分な協議及び打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (3) 本業務を行うにあたり、事業者は、管理責任者及び当市と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主担当者を配置するとともに、主担当者は市と常に密接な連絡をとり、本業務を適正かつ円滑に実施すること。
- (4) 事業者は、本業務の全部または主たる部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (5) 業務に関する必要な資料等については、市が事業者の請求により貸与するものとし、事業者は貸与された資料等を亡失等のないよう厳重に保管し、業務完了後は速やかに返還すること。
- (6) 事業者は本業務により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負うこと。なお、事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるもの等については、別途協議を行うこと。
- (7) 事業者は、契約期間終了後といえども、納入した成果品に不備が認められたときは、速やかに成果品の訂正をしなければならない。なお、これに要する費用は事業者の負担とする。
- (8) 事業者は、事業実施に当たって施設管理者及び施設所管課と協議すること。
- (9) 本業務の成果品に関する一切の権利は、委託者に帰属するものとする。